

自衛消防施設等整備事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 町は自衛消防施設等(以下「消防施設等」という。)の整備促進をはかるため自治会が事業主体となって実施する次に掲げる消防施設等整備事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については日南町補助金等交付規則(昭和45年日南町規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

1. 地域の消防活動に必要な施設、設備の整備に関する購入事業。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる事業は次の条件を具備しなければならない。

1. 前条に定める設備等に該当するものであること。
2. 消防施設は町消防施設整備計画にもとづいて新設又は更新されるものであること。
3. 自衛消防団組織の範囲内で組織活動に必要があると認められるもの。

(補助率及び補助限度額)

第3条 消防施設整備事業に要する経費について交付する補助金の補助率は次のとおりとする。

1. 補助率 事業費の2分の1以内で補助限度額70,000円(1,000円未満切り捨て)
ただし、消防機庫の新設又は更新については事業費の3分の2以内で補助限度額は666,000円(1,000円未満切り捨て)

(補助金交付申請)

第4条 規則第5条第1項に規定する町長が必要と認める書類は次のとおりとする。

1. 設計書又は見積書
2. 土地所有者の承諾書

(申請事項の変更)

第5条 規則第11条第1項に規定する軽微な変更は次のとおりとする。

1. 事業費の10%以内の増減

(実績報告)

第6条 規則第18条に定める補助事業等実績報告書は様式第1号のとおりとする。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和51年度の事業から適用する。

平成14年6月3日一部改正

平成17年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正